

議案第44号

調停の申立てについて

次のとおり、宮前区役所庁舎の一部損傷の復旧に要した費用の支払に関する紛争について、調停の申立てを行いたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 当事者

申立人となるべき者 川崎市

相手方となるべき者 * * * * *

2 調停の申立ての要旨

令和6年1月26日に相手方となるべき者が実施した宮前区役所2階市民広場出入口の改修工事により、当該出入口直下の床スラブ（床版）の鉄筋やその階下のはりの主筋の切断等の損傷が発生したため、本市は、当該損傷の復旧に要した費用（以下「本件費用」という。）を負担した。その後、本件費用の負担を求めて、その支払について相手方となるべき者と協議をしているが、合意に至っていない状況である。

このため、川崎簡易裁判所に対して、本件費用の支払に関する紛争について、調停の申立てを行いたい。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 令和5年11月7日、本市は、宮前区役所2階市民広場出入口において、降雨時に雨水が風除室内に流入する事象の解消を図るため、本市と相手方となるべき者との間で、当該出入口前の通路に排水溝を設置することを内容とする工事（以下「本件工事」という。）に係る請負契約を締結した。
- 2 令和6年1月26日、本市は、相手方となるべき者の履行補助者が本件工事を実施中に、コンクリートカッターを使用した際、当該出入口直下にある1階倉庫の天井を貫通して電気配線を切断したため、本件工事を中止させた。
- 3 本市は、全体の損傷状況及びそれに伴う復旧のための施工方法について検討するために委託して調査を行った上で、緊急工事を実施するとともに、当初の目的である排水溝の設置工事も併せて実施し、令和6年9月30日にこれらの工事が完了した。
- 4 令和6年2月以降、本市は、これらの復旧に要した費用は相手方となるべき者が本市の財産を棄損したことにより発生したものであるとして、当該費用の支払について、相手方となるべき者と協議を行ってきたが、合意には至らなかった。
- 5 相手方となるべき者は、本件工事に係る責任の所在と過失の割合を示すよう求めており、今後も引き続き本市と相手方となるべき者との協議による合意に至る見込みがないため、これらの工事に要した費用9,118,564円について、川崎簡易裁判所に対して、調停の申立てを行うものである。